

養子離縁届の記入例

再婚した配偶者の嫡出子と離縁する場合 (養子は実父の戸籍から縁組により入籍している場合)

次のようなケースです。

- ① 大津四郎と蒲生竹美が夫の氏で婚姻し、子・花子が生まれました。
- ② 大津四郎と竹美が離婚し、竹美は旧姓の「蒲生」に戻りました。その際、子・花子の親権は竹美が有したものの、花子は大津四郎の戸籍に記載されたままになっています。
- ③ 蒲生竹美は八日市松男と夫の氏で再婚しました。そして、子・大津花子も八日市松男と養子縁組し、大津四郎の戸籍から入籍しました。
- ④ 八日市松男と竹美は離婚し、竹美は旧姓の「蒲生」にもどり、新戸籍をつくりました。そして、八日市松男と花子の養子縁組も解消します。

届出する年月日を記入してください。

養子離縁届

平成 年 月 日 届出
滋賀県東近江市 長 殿

養子離縁する方が「男性」の場合、こちらにご記入ください。

養子離縁する方が「女性」の場合、こちらにご記入ください。

縁組中(現在)の氏で氏名を記入します。

養子離縁する人の縁組中(現在)の本籍・筆頭者氏名を記入します。

実父母の名前を記入します。父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かなくてください。また、離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後(現在)の氏を書いてください。

養子離縁する人が離縁後におく本籍・筆頭者氏名を記入します。

このケースの場合、八日市松男と縁組する前の大津四郎の「もとの戸籍にもどる」としてその戸籍の場所、筆頭者を記入していただくか、記入例のように「大津花子」の一人の戸籍をつくるとして「新しい戸籍をつくる」にチェックをし、これから新本籍をおく場所と筆頭者を書くかの選択になります。

届出人の捨印 **蒲生**

氏名	養子 氏名 八日市 花子
生年月日	平成14年6月13日
住所	滋賀県東近江市市子川原町676
(住民登録をして いるところ)	世帯主の氏名 がもう たけみ 蒲生 竹美
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10 筆頭者の氏名 八日市 松男
父母の氏名	父 大津 四郎 母 蒲生 竹美
父母との続き柄	父 男 母 女
離縁の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 死亡した者との離縁 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 許可の審判確定
離縁後の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない
届出人	署名押印 おおつ はなこ 大津 花子

氏名	養父 氏名 八日市 松男	養母 氏名 まつお
生年月日	昭和45年10月10日	年 月 日
住所	滋賀県東近江市八日市緑町10	番地 号 5
(住民登録をして いるところ)	世帯主の氏名 ようかいち まつお 八日市 松男	
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10 筆頭者の氏名 八日市 松男	
届出人	署名押印 八日市 松男	養母 八日市

養父の捨印 **八日市**

養親の本籍・筆頭者をご記入ください

調停・裁判離縁の場合は、裁判所からの書類を忘れずにご持参ください。その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。証人は必要ありません。(ただし、死亡者との離縁のときは、成年の証人が2人必要です。)

養子は離縁によって縁組前の氏に戻るのので、氏は「大津」となります。

注意!! 養子離縁届では、母・蒲生竹美の戸籍に入籍できません。

「大津」の氏に戻らずに、八日市松男と養子離縁するには、養子離縁届をする前に、母・蒲生竹美の氏を称する入籍届により蒲生竹美の戸籍に入籍し(家庭裁判所の許可が必要です。)その後、養子離縁届をします。(養子の戸籍に変動はありません。)

養子が縁組中の氏名で署名押印します。ただし、養子が15歳未満のときは上の「届出人」欄は空欄となり、下の「届出人」欄に養子の離縁後の法定代理人が記入し、署名押印します。

署名押印	滋賀 健一	滋賀 びわ子
生年月日	昭和26年3月13日	昭和28年11月11日
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 号	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 号
本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 号	滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 号

証人双方の捨印 **滋賀** **滋賀**

- 持参いただくもの
- ① 養子離縁届書(1通)
 - ② 戸籍謄本(養親・養子の謄本が必要です。)
*東近江市に届出される場合 一本籍が東近江市なら不要です。
 - ③ 届出人の印鑑 *スタンプ印は不可
 - ④ 運転免許証・パスポート等 *本人確認のため

連絡先 電話 0748 (24) 1234
自宅 勤務先 [] 携帯

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

裁判離縁を除き、証人として当事者以外の2人の署名・押印(スタンプ印不可)が必要です。証人は、養子縁組の事実を知っている人で、20歳以上の方であれば、どなたでもかまいません。(ご家族、知人など)